

○名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則

平成13年3月30日

規則第74号

改正 平成14年規則第20号

平成15年規則第13号

平成18年規則第117号

平成19年規則第95号

平成24年規則第75号

平成25年規則第94号

平成30年規則第45号

令和元年規則第11号

令和元年規則第58号

令和2年規則第39号

令和2年規則第123号

令和5年規則第16号

令和5年規則第64号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（令5規則64・一部改正）

（多数の犬又は猫の飼養又は保管に係る届出を要しない者）

第2条 条例第5条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を設置する者
- (3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設を開設した者又は管理する者
- (4) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第15条第1項の規定による指定を受けた者

(5) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管している者

(令2規則39・追加、令5規則64・旧第1条の2繰下)

(許可の有効期間)

第3条 法第26条第1項の許可の有効期間は、5年とする。

(事故の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、特定動物事故届(第1号様式)によって行わなければならない。

(係留義務の適用除外)

第5条 条例第11条第1項第4号の規則で定めるときは、次の各号に該当する場合とする。

(1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、飼犬を運搬するとき

(2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所で、飼犬を競技、演技等に出演させるとき

(こう傷事故発生届)

第6条 条例第13条第1項の規定による届出は、事故発生届(第2号様式)によって行わなければならない。

(こう傷犬の係留措置)

第7条 条例第13条第2項の規定による措置は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのないよう綱、鎖その他のものによってつなぎ、口輪をかけ、おりに入れる等保健所長が必要と認める方法及び期間を定め、その犬の飼主に指示して行うものとする。

(指定職員)

第8条 条例第14条第2項に規定する職員(以下「指定職員」という。)は、名古屋市動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)に勤務する技士とする。

2 条例第14条第3項に規定する証明書の様式は、第3号様式とする。

(公示の方法)

第9条 条例第14条第4項の規定による公示は、動物愛護センターの掲示場に掲示して行うものとする。

(掃討の方法)

第10条 条例第15条第1項の規定による掃討は、必要な区域、期間及び時間を限って、道路、空き地、広場、堤防その他適当な場所に薬物を混入したえさ(以下「薬物えさ」という。)を置くことによって行うものとする。

2 薬物えさを置く場合には、当該薬物えさごとに、それが薬物えさである旨を表示した紙片を添えておかなければならない。

3 市長は、薬物えさを置いた場所を巡視し、かつ、掃討を行う時間が経過する前に薬物えさを回収しなければならない。

(住民に対する周知の方法)

第11条 条例第15条第1項の規定による住民に対する周知は、掃討を行う区域、期間、時間、使用する薬品名及び薬物えさの状態について、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 掃討する区域内及びその付近に居住する狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定により登録した犬の所有者に対して文書で通知すること。

(2) 掃討する区域内及びその付近で公衆の見やすい場所に掲示すること。

(3) 放送、新聞その他の適当な方法により公示すること。

2 前項第1号の通知は、掃討開始の日の3日前までに、同項第2号の掲示は、掃討開始の日の3日前から掃討終了の日まで、同項第3号の公示は、掃討開始の日の3日前から掃討開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

(費用の負担)

第12条 条例第16条の規定による費用の額は、次に定める額とする。

(1) 飼養管理費 1頭1日につき 500円

(2) 返還料 1頭 3,000円

(令2規則39・一部改正)

(推進計画の策定に必要な事項)

第12条の2 条例第16条の5第2項の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 人と動物の共生に向けた施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、人と動物の共生に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(令2規則39・追加)

(会長)

第12条の3 条例第16条の6第1項に規定する名古屋市人とペットの共生推進協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(令2規則39・追加)

(会議)

第12条の4 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令2規則39・追加)

(部会)

第12条の5 条例第16条の6第10項に規定する部会（以下「部会」という。）は、協議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(令2規則39・追加)

(関係者の出席)

第12条の6 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(令2規則39・追加)

(庶務)

第12条の7 協議会の庶務は、健康福祉局において行う。

(令2規則39・追加)

(委任)

第12条の8 第12条の3から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則39・追加)

(立入検査等を行う職員の身分証明書の様式)

第13条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式とする。

(令5規則16・一部改正)

(動物愛護管理監視員)

第14条 条例第18条第1項の規定による動物愛護管理監視員は、次に掲げる者のうちから市長が命ずるものとする。

- (1) 獣医師
- (2) 学校教育法に基づく大学において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者
- (3) その他動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者として市長が認めるもの

(令2規則39・一部改正)

(過料)

第15条 条例第25条の規定により科すべき過料の額は、5万円とする。

2 条例第25条の規定により過料を科する場合には、市長は、過料決定通知書(第4号様式)を発し、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)に定める納入通知書により徴収する。

3 条例第25条の規定により過料を科そうとする場合には、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は別に定める様式の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。

(令2規則39・追加、令5規則16・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1哺乳綱の項中奇蹄目及び偶蹄目の種に係る部分、同表鳥綱の項、同表爬虫綱の項中カメ目の種に係る部分並びに同項中トカゲ目の種に係る部分(ナミヘビ科の種に係る部分に限る。)並びに附則第6項の規定は、同年5月1日から施行する。

(名古屋市飼犬等規制条例施行規則の廃止)

2 名古屋市飼犬等規制条例施行規則(昭和34年名古屋市規則第61号)は、廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第4項の規則で定める書類は、飼養施設の正面図及び側面図並びに第5条第3

項第3号及び第4号に掲げる書類とする。

- 4 条例附則第4項の規則で定める事項は、第7条第3項第1号及び第2号に掲げる事項とする。
- 5 条例附則第4項の規定による届出は、附則別記様式によって行わなければならない。
- 6 附則第1項ただし書に定める規定の施行の際現に当該規定に係る猛獣等を飼養している者は、平成13年5月1日から同年10月31日までの間は、条例第21条の規定にかかわらず、当該猛獣等を飼養することができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合においては、その申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。
- 7 この規則の施行前に附則第2項の規定による廃止前の名古屋市飼犬等規制条例施行規則又は猛獣等の飼養の制限に関する条例施行規則（昭和54年愛知県規則第4号）の規定に基づいて市長に提出されている届及び申請書又は市長により交付されている標識は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定に基づいて市長に提出され、又は市長により交付されたものとみなす。

附則別記様式

<p>動物取扱業みなし登録業者届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)名古屋市 保健所長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 ㊟ 〔 法人の場合は、所在地、 名称及び代表者氏名 〕</p> <p>名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例附則第4条の規定に基づき、次のとおり届け 出ます。</p>	
事業所の名称	
事業所の所在地	
動物取扱責任者の 氏 名	

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2 次の書類を添えてください。

- (1) 飼養施設の正面図及び側面図
- (2) 動物取扱責任者が名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第7条第2項に規定する者であることを証明する書類の写し
- (3) 猛獣等を取り扱う場合にあつては、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第21条の規定により、猛獣等の飼養の許可を受けたことを証明する書類の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則（平成14年規則第20号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている登録証は、この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成15年規則第13号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則第26条第1号の規定は、施行日以後の飼養管理について適用し、施行日前の飼養管理については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第117号）

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている指定職員証明書及び動物愛護監視員証明書であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則（平成19年規則第95号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている指定職員証明書及び動物愛護監視員証明書であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成24年規則第75号）抄

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第94号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日

から施行する。

附 則（平成30年規則第45号）抄

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている動物愛護監視員証明書であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則（令和2年規則第39号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第14条（第2号を除く。）の改正規定及び第4号様式の改正規定は同年6月1日から、第1条の次に1条を加える改正規定、第12条第1号の改正規定、第14条第2号の改正規定、本則に1条を加える改正規定及び第4号様式の次に1様式を加える改正規定並びに次項の規定は同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第12条第1号の規定は、一部施行日以後の飼養管理について適用し、一部施行日前の飼養管理については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている動物愛護監視員証明書であって、現に効

力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和5年規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第64号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式

特 定 動 物 事 故 届				
年 月 日				
(宛先)名古屋市動物愛護センター所長				
届出者 住 所				
氏 名				
〔法人の場合は、所在地、 名称及び代表者氏名〕				
名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。				
許 可 年 月 日	年 月 日			
許 可 番 号				
事故を起こした 特 定 動 物	種 類	年 齢	性 別	名 称
事 故 発 生 日 時	年 月 日 時			
事 故 発 生 場 所				
事 故 原 因 及 び 発 生 状 況				
被 害 者	住 所	電 話 番 号		
	氏 名			
	年 齢		性 別	
	被 害 の 部 位 及 び 程 度			
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式

事 故 発 生 届					
年 月 日					
(宛先)名古屋市保健所長					
届出者 住 所 氏 名					
飼犬が人をかみましたので、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。					
こう傷犬	飼 養 場 所				
	登 録 年 度	登 録 番 号	注 射 実 施 年 月 日		
			年 月 日		
	種 類	生 年 月 日	毛 色	性 別	
	名 前	体 格	特 徴		
事 故 の 状 況	発 生 日 時		発 生 場 所		
	発 生 状 況		かまれた部位		
	発 生 時 の 犬 の 状 態		過 去 に お け る 事 故 の 有 無		
	<input type="checkbox"/> けい留 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 放飼い <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 有(年 月 日) <input type="checkbox"/> 無		
被 害 者	住 所		氏 名		
	電 話 番 号		年 月 日 生		
	年 齢		性 別		

注 該当する□の中にレ印をつけてください。その他の場合には、()内にその内容を具体的に記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式

(表面)

<p>第 号</p> <p>指定職員証明書</p> <p>所 属 名 古 屋 市</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日発行 (有効期間 1 年)</p> <p>名古屋市長 印</p>	<p>この証明書を携帯する者は、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第2項の規定による指定職員であることを証明します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 20px auto; text-align: center;">写真をはる。</div>
---	--

(裏面)

<p>名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例抜粋</p> <p>(野犬等の抑留)</p> <p>第14条 市長は、飼主のない犬又は第11条第1項の規定に違反してつながれていない飼犬(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、これを抑留することができる。</p> <p>2 市長は、前項の抑留を行うため、あらかじめ指定した職員に、野犬等を捕獲させることができる。</p> <p>3 前項の規定により野犬等の捕獲を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 }</p>
--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

第4号様式

第 号 年 月 日	
過料決定通知書	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長 印	
次のとおり決定しましたので通知します。 なお、この過料は、別添の納入通知書により、その指定期限までに納付してください。	
決 定 の 要 旨	
適 用 条 項	名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第25条
過料を科する事由	

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。